

山口県立大津緑洋高等学校

新型コロナウイルス感染症対策

行動計画

令和2年（2020年）10月改訂

新型コロナウイルス感染症対策委員会

I	学校における当面の感染防止に向けた対応方針	
1	「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	・・・ 1
2	保健管理等に関すること	・・・ 2
	(1) 感染症対策について	・・・ 2
	(2) 出席停止等の扱いについて	・・・ 5
	(3) 海外から帰国した生徒への対応について	・・・ 5
	(4) 心のケアについて	・・・ 5
	(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	・・・ 6
3	各教科等の指導における感染症対策等に関すること	・・・ 6
4	学校行事の実施に関すること	・・・ 6
5	部活動に関すること	・・・ 6
6	食事に関すること	・・・ 8
II	教職員の感染防止に向けた対応方針	
1	職員室・事務室・準備室等における対策	・・・ 8
	(1) 職場での感染防止行動	・・・ 8
	(2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等	・・・ 9
	(3) 妊娠中の女性教職員への配慮	・・・ 9
2	教職員の通勤、出張、私的な移動における感染防止対策	・・・ 9
3	教職員の勤務・サービス	・・・ 9
	(1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について	・・・ 9
	(2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について	・・・ 9
	(3) 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の休暇及び在宅勤務等について	・・・ 9
III	感染者が発生した場合の対応計画	
1	校内体制の整備	・・・ 10
2	校内で感染者が発生した場合の対応	・・・ 11
	(1) 対策本部や各チームにおける対応	・・・ 11
	(2) 初動対応の詳細	・・・ 12
	(3) 校内で感染がまん延した場合の対応	・・・ 13
3	連絡体制の整備と確認	・・・ 13
	(1) 関係機関への連絡	・・・ 13
	(2) 教職員との連絡	・・・ 13
	(3) 保護者、生徒との連絡	・・・ 13
	(4) 連携体制の引継ぎ	・・・ 13
○	添付資料 様式、関係文書 など	

I 学校における当面の感染防止に向けた対応方針

1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	収束局面 感染リスクの低い活動から徐々に実施	拡大局面 感染リスクの高い活動を停止
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

2 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行う。

i) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、自宅で休養することを徹底する。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

- ・ 家庭での毎朝の検温及び風邪症状の確認を依頼する。家庭での検温及び風邪症状の確認は、朝のSHRで行う。

◎ 登校前に確認できなかった生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

◆自宅で休養させる判断基準

- ① 検温の結果、37.5℃以上であった。
- ② 37.5℃未満であるが、風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ等)を含む、呼吸器症状が認められる。
- ③ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※自宅休養となった場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養する。(経過観察及び抵抗力低下に伴う感染防止策のため)

※レベル3及びレベル2の状況では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにする。

◆受診に関する相談の目安と対応

1. 次の症状がある方は下記を目安に「帰国者・接触相談センター」にご相談ください。
○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。
☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)
2. 生徒及びその家族は、新型コロナウイルス感染症等が疑われる症状が出た場合、県又は下関市が設置した窓口にご相談するとともに、相談した結果を、早急に学校に連絡する。また、PCR検査の結果も含め、常に生徒の健康に関する情報を学校に連絡する。
3. 2. に関しては、教職員も同様とする。

ii) 感染経路を絶つこと

感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切であることを踏まえ、以下のような取組を行う。

①手洗い

- ・ 登校後、外から教室等に入る前、トイレの後、昼食の前後に加え、共用の用具や物品の使用後などには、流水と石けんで手を洗うよう指導を徹底する。
- ・ 流水での手洗いができない際には、手指用の消毒液を用いる。

②咳エチケット・マスクの着用

- ・ 咳やくしゃみをする際、咳エチケット（①マスクの着用、②ハンカチ等で口・鼻を覆う、③袖口で口・鼻を覆う）の要領を励行する。

③清掃・消毒

- ・ 下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく使用前後に手洗いを行うよう指導する。

2) 消毒の方法等について

- ・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）

を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。

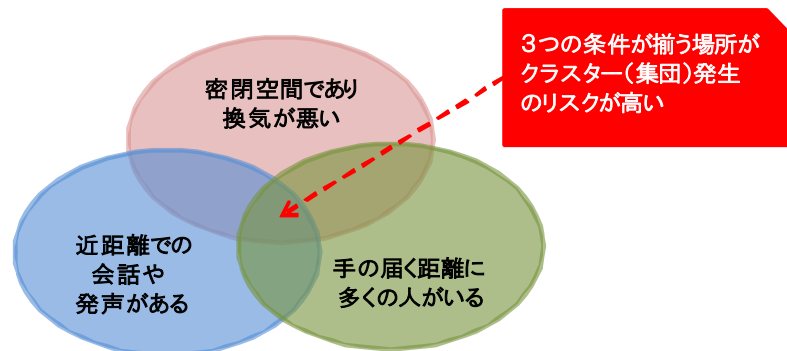
iii) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

②集団感染のリスクへの対応

これまで集団感染が確認された場に共通する3つの条件（**1**換気の悪い密閉空間、**2**多数が集まる密集場所、**3**間近で会話や発声をする密接場面）が同時に重なる場を徹底的に避ける。この3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避ける。これらの「3密」に加え、感染リスクを高める「大声」にも注意する。

例) カラオケボックス
ライブハウス
人が多く集まる観光地や
ショッピングモール 等



また、各校舎においては、以下のような対応を行う。

(1)「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・ 教室や体育館等、学校教育活動を行う場合は、気候上可能な限り常時、またはこまめな換気（30分に1回程度）を実施する。その際、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く同時に開けて風通しをよくする。
- ・ 換気の程度は、天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。
- ・ 窓のない部屋は、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりして、十分な換気に努めるとともに、使用時には人の密度が高くないよう配慮する。
- ・ エアコン使用時においても換気を行う。
- ・ 空調や衣服による温度調節を含め、温度、湿度の管理に努める。

(2)「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・ 人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。
- ・ 分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う（レベル3及びレベル2の地域）。

(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用等）

- ・ 集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、マスクを着用する。
- ・ 身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきだが、次の場合にはマスクを着用する必要はないものとする。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合。
- 2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日（熱中症予防の観点から）。
- 3) 体育の授業時

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する

（参考）フェイスシールドの活用について

フェイスシールドが飛沫を飛ばすことを防ぐ効果については、分かっていない点が多いとされる一方で、フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、現段階における感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとることが望ましいと考えられる。例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、身体的距離をとりつつフェイスシールドを活用することも一つの方策と考えられる。

（2）出席停止等の扱いについて

生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該生徒に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取る。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

さらに、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いが可能である。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

（3）海外から帰国した生徒への対応について

水際対策強化にかかる追加措置により、入国した日の過去14日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域（感染症危険情報レベル3）』に滞在歴のある場合、全員にPCR検査が実施され、検査結果が出るまで空港等での待機が要請される。

その後、陰性となって入国する場合、政府の要請に基づく14日間の自宅等での待機及び保健所等による健康確認を済ませていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校をさせることとする。

※ 令和2年4月13日付け高校教育課第68号通知による

（4）心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

3 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

① 各教科等の指導においては、上記に示す感染症対策を講じるとともに、具体的には以下の点に留意する。【レベル1地域】

- ・ 感染防止の「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）が重なる場を徹底的に避ける。
- ・ ペア学習、グループ学習など児童生徒同士で活動する場合、短時間で実施し、グループの人数や座る位置を工夫したり、通常よりも互いに声量を抑えたりする。その際は、飛沫拡散対策やマスクを着用することが望ましい。
- ・ 特別教室の使用や少人数指導を行うなど、教室において、生徒同士及び生徒と教員の間に十分な距離をとる。
- ・ できるだけ個人の教材教具で使用する時、生徒同士の貸し借りはしない。
- ・ 共用の教材、教具、機器などを適切に消毒するとともに、使用する前後で手洗い・除菌行為を徹底する。

② 感染の可能性が高い実技や実習を伴う活動については、飛沫がかからない生徒間の十分な距離確保、衛生管理の一層の徹底、屋内活動の屋外への振替、集合・整列場面の回避などを行う。その場合、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫等の対策を講じる。

【レベル2地域】

③ 以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については当面行わないこととする。【レベル3地域】

- ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・ 家庭科における調理等の実習
- ・ 保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・ 生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など生徒が密集して長時間活動する学校行事
ただし、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案などの工夫等の対策を講じる。

4 学校行事の実施に関すること

学校行事の実施に際し、これまで集団感染が確認された場に共通する3つの条件が重なることのないよう、地域の感染状況等も踏まえ、学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行う。

5 部活動に関すること

部活動は、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準、山口県立大津緑洋高等学校部活動運営方針に基づいて行い、これまで集団感染が確認された場に共通する3つの条件が重なること

のないよう実施内容や方法を工夫する。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加見合わせや自宅休養とする。

具体的には、地域の感染状況に応じて、以下の点に留意する。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにする。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要である。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられる。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要である。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 活動前には、検温、体調確認を行い、発熱（37.5℃以上）等風邪症状が見られる場合には部活動に参加しない。
- ・ 近距離で会話や発声等を行う際には、マスクの使用などの咳エチケットを励行する。
- ・ 室内を活動場所とする場合は、こまめな換気を行う。
- ・ 密集した状態での長時間の練習は行わない。
- ・ 部室等の利用は、着替えのみとし、常に5人以下となるよう交代での利用とする。
- ・ 部室の解錠及び施錠は定めた時間に顧問が行う。
- ・ 当面自主練習は行わない。
- ・ 可能であれば消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所や使用する用具等の消毒など、感染拡大防止に努める。
- ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同

様の感染拡大を防止するための対策を講じること。なお、練習試合や合同練習、合宿等への参加に関しては、保護者の承諾を得た上で、学校において所定の手続きを経ること。

- ・ 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

6 食事に関すること

生徒全員が食事の前後の手洗いを徹底するよう指導する。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控える。

II 教職員の感染防止に向けた対応方針

感染拡大を防止するため、教職員それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、対策に取り組む。

特に、感染症対策の3つのポイントを踏まえ、自身の健康観察、検温、正しい手洗いや咳エチケットの徹底を励行し、授業など生徒と接する場面においては、近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等をはじめとして、自らが感染源とならないよう行動する。

1 職員室・事務室・準備室等における対策

(1) 職場での感染防止行動

感染拡大を防止するため、職場の実態に即して、以下の措置を講じる。

ア 換気の徹底等

- ・ 常時、またはこまめな換気を徹底する。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の壁の窓を開放する。窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。

イ 接触感染の防止

- ・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底する。
- ・ 手指消毒用アルコールが入手可能な場合には、職場に備え付けて使用する。
- ・ 外来者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

ウ 飛沫感染の防止

- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により、風通しをよくする等の工夫をする。
- ・ 職場では、人と人との間に十分な距離（1メートル以上）を確保する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。
- ・ 人が集まる形での会議等については、開催の必要性を慎重に検討する。やむを得ず開催する場合は、「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）が重ならない場となることを徹底する。
- ・ 外来者等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（できるだけ2メートル（最低1メートル））を取る。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用する。
- ・ その他、「3つの密」とならないよう、施設の利用方法について検討する。

エ 一般的な健康確保措置の徹底等

- ・ 疲労の蓄積が感染性につながることから、適切な業務時間管理にも留意する。

- ・ 一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠確保を心掛けるなど健康管理を行う。
- ・ 職場において、毎日、始業時に教職員の健康観察を実施し、状態を把握する。その際には、家庭での検温の状況や風邪症状等を必ず確認する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

校長は、関係省庁、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集し、必要に応じて感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知する。

(3) 妊娠中の女性教職員への配慮

校長は、妊娠中の女性教職員に対して、厚生労働省がとりまとめた妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参考にして配慮する。

2 教職員の通勤、出張、私的な移動における感染防止対策

当面の間、山口県教育委員会の通知による。

3 教職員の勤務・サービス

当面の間、以下のとおりの対応とする。

(1) 教職員に風邪症状が見られる場合の対応について

- ・ 校長は、教職員が安心して休暇取得や在宅勤務ができる体制を整えておく。
- ・ 風邪症状が見られる教職員は、出勤を控えるとともに、その間の外出を自粛する。
- ・ 風邪症状が見られる教職員が、医療機関を受診するなど、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は控える。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」に該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従う。教職員はその結果を校長に報告する。

(2) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

- ・ 教職員がPCR検査を受けることとなった場合には、直ちに校長に報告する。
- ・ 校長は、教職員がPCR検査を受けることとなった時点で、教職員の時系列での行動記録の整理を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る教職員の休暇及び在宅勤務等について

山口県教育委員会の通知による。

Ⅲ 感染者が発生した場合の対応計画

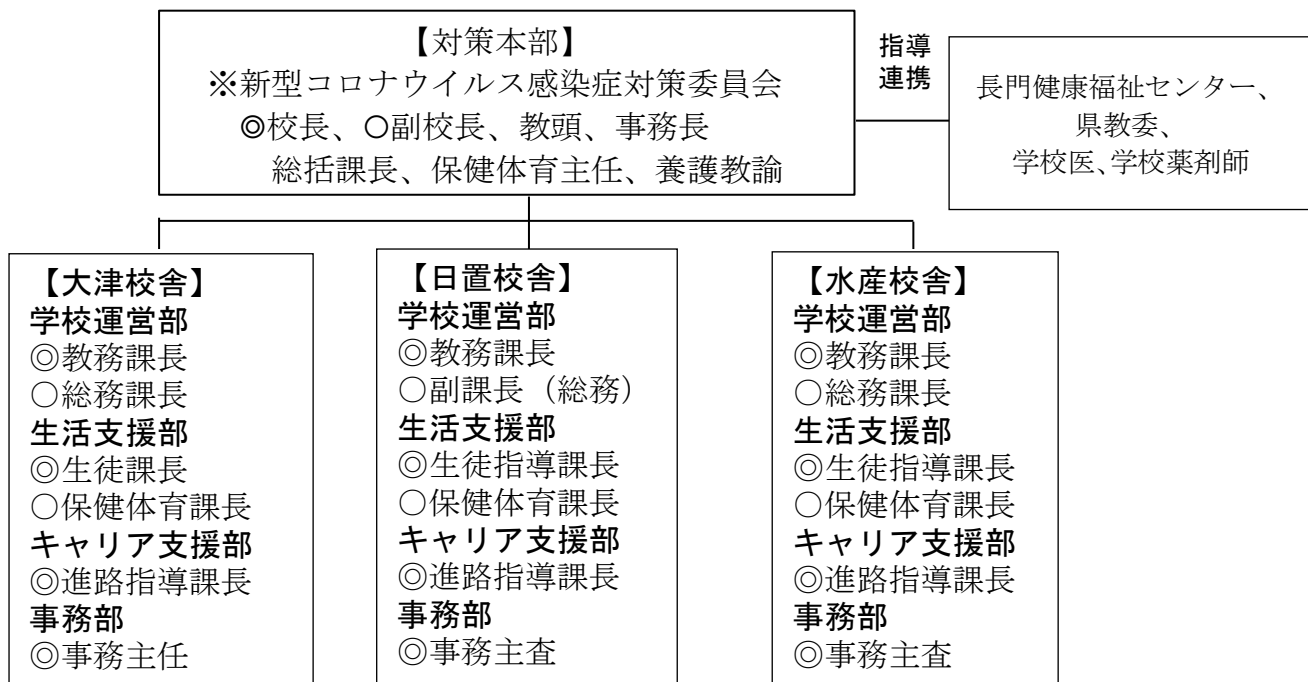
1 校内体制の整備

- ・ 教職員又は生徒に感染者が発生する場合は想定し、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策委員会を対策本部とし、校舎ごとに、学校運営部、生活支援部、キャリア支援部、事務部を設置する。対策本部や各部が担う主な役割は、次の表のとおりとする。

対応チーム	主な役割
対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
学校運営部	学校行事の調整、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
生活支援部	生徒の健康状況の確認、心のケア、感染防止指導
キャリア支援部	生徒の進路指導、進路先開拓、連絡調整
事務部	感染症対策予算、備品調達、施設整備

- ・ 組織図は次の図のとおりとする（◎リーダー、○副）。対策本部は、保健所の指導の下、県教育委員会や学校医、医療機関等と連携し対応を決定する。

なお、教職員が感染者又は濃厚接触者となる場合も考えられるため、当初の予定からのメンバー変更や、少ない人数による業務運営などを想定しておく必要がある。



2 校内で感染者が発生した場合の対応
 (1) 対策本部や各チームにおける対応

担当者 ◎1-7- ◎副	対策本部	学校運営部	生活支援部	キャリア支援部	事務部
◎校長 ◎副校長 (情報発信)、教頭、事務長、総括課長、保健体育主任、養護教諭	「学校再開に向けたチェックリスト」 【参考】 により学校の対応を確認 <input type="checkbox"/> 感染防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> 感染者発生時の対応の徹底 <input type="checkbox"/> 生徒・教職員の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 県内等の感染状況の確認 <input type="checkbox"/> 教職員又は生徒のPCR検査受検等の情報を把握 <input type="checkbox"/> 受検報告があった時点で感染者発生時の対応準備を加速	<input type="checkbox"/> 学習環境の確認 <input type="checkbox"/> 教育活動実施上の留意点の徹底	<input type="checkbox"/> 生徒(指導)課長 <input type="checkbox"/> 保健体育課長 <input type="checkbox"/> 感染防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> 日々の健康観察 (健康カード等) <input type="checkbox"/> 体調不良時の対応の徹底 <input type="checkbox"/> 体調不良時の連絡方法の再確認 (緊急メール、学校ウェブページの周知・徹底) <input type="checkbox"/> SCとの連携 <input type="checkbox"/> 生徒の健康状況の集約	<input type="checkbox"/> 連絡指導課長 <input type="checkbox"/> 生徒の連絡指導 <input type="checkbox"/> 連絡先開拓 <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整	<input type="checkbox"/> 事務主査 (事務主任) <input type="checkbox"/> 学校施設整備 <input type="checkbox"/> 感染症対策予算 <input type="checkbox"/> 備品調達
新型コロナウイルス感染者 (教職員又は生徒) の発生					
発生時・発生早期 (初動対応)	<input type="checkbox"/> 教職員又は生徒の感染情報を把握 <input type="checkbox"/> 県教委学校安全・体育課への連絡 (電話による) <input type="checkbox"/> 対策本部招集、全教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 保健所との対応窓口の決定 <input type="checkbox"/> 保健所の指導の下、対応を検討 <input type="checkbox"/> 感染者に係る詳細な情報収集 <input type="checkbox"/> 感染者との接触者 (教職員・生徒等) のリストを保健所に提供 <input type="checkbox"/> 教職員勤務体制の整備 (教職員に濃厚接触者等がいることを想定) <input type="checkbox"/> PTA会長、PTA 校舎会長、同窓会長、学校運営協議会会長等への連絡 <input type="checkbox"/> 保護者宛て連絡内容の検討 <input type="checkbox"/> 緊急メール等により保護者への連絡 (自宅待機の指示等) <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 報道対応	<input type="checkbox"/> 感染者との接触者 (教職員・生徒) のリスト作成 <input type="checkbox"/> 臨時休業中の学習課題の整理	<input type="checkbox"/> 感染者との接触者 (生徒等) のリスト作成 <input type="checkbox"/> 学校医への連絡 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 臨時休業に係る事前指導 (健康観察・学習課題等の連絡)	<input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 連絡(進学・就職)先との連絡・情報共有	<input type="checkbox"/> まん延防止対策に係る備品調達
臨時休業時	<input type="checkbox"/> 保健所の指導による対応を継続 <input type="checkbox"/> 生徒・教職員の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 臨時、保護者宛て連絡内容の検討 <input type="checkbox"/> 緊急メール、学校ウェブページ等による情報発信 <input type="checkbox"/> 消毒作業に係る県教委との調整 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援 <input type="checkbox"/> 教職員勤務体制の調整 (在宅勤務等) <input type="checkbox"/> 臨時休業中に新たに感染者が発生した場合の対応確認 <input type="checkbox"/> 学校再開に向けた対応協議	<input type="checkbox"/> 学校行事等の日程調整 <input type="checkbox"/> 学習課題の整理 <input type="checkbox"/> 各教科・学年の学習課題やオンライン教材等の取りまとめ <input type="checkbox"/> 生徒の学習支援方法等の検討 <input type="checkbox"/> 臨時休業が2週間以上になる場合) <input type="checkbox"/> 登校日の調整	<input type="checkbox"/> 生徒の健康状況の集約 <input type="checkbox"/> 日々の健康状況の確認 <input type="checkbox"/> 家庭訪問・電話連絡等による支援 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーとの連携 <input type="checkbox"/> 臨時休業中の保健指導 <input type="checkbox"/> 感染者及びその家庭への支援	<input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 連絡(進学・就職)先との連絡・情報共有 <input type="checkbox"/> 連絡関係行事の日程調整 <input type="checkbox"/> 連絡情報の発信方法の検討 <input type="checkbox"/> 連絡指導・支援方法の検討	<input type="checkbox"/> 学校再開に向けた環境整備

(2) 初動対応の詳細

□ 教職員又は生徒の感染情報を把握

【教職員の場合】

- ・ 校長・副校長が、当該教職員又は家族等からの第1報を受け、感染情報を把握する。

【生徒の場合】

- ・ 担任等教職員が、当該生徒の保護者等からの第1報を受ける。
- ・ 連絡を受けた教職員が速やかに副校長に報告し、校長が感染情報を把握する。

※ 第1報を受けた際、**別紙1**を用いて、可能な範囲で情報を収集・整理する。

□ 県教委学校安全・体育課への速報

- ・ 校長が、電話により県教委学校安全・体育課(083-933-4670)に速報を入れる。
- ・ 休日や夜間の場合は、校長が、県教委緊急連絡先に電話する。

□ 対策本部招集、全教職員への連絡

- ・ 校長が、対策本部を招集し、副校長を通じて全教職員が感染情報を共有する。

□ 保健所との対応窓口の決定

- ・ 対策本部において、保健所との窓口を養護教諭に決定する。

□ 保健所の指導の下、対応を検討

- ・ 養護教諭が保健所からの連絡を受け、対策本部で連絡内容を共有する。
- ・ 対策本部は県教委等と連携して、対応を検討する。

□ 感染者に係る詳細な情報収集 → □ 感染者との接触者のリスト作成

【教職員の場合】

- ・ 副校長、教頭が、可能な範囲で当該教職員の時系列での行動記録を整理する。
〔 校務分掌(教科、HR、部活動、分掌等)、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、部活動の状況(所属生徒数、活動状況、生徒との接触状況)、校外活動状況 等 〕
- ・ 副校長、教頭が、可能な範囲で当該教職員との接触者のリストを作成する。**別紙2**

【生徒の場合】

- ・ 学年主任、担任が、生徒のプライバシーに配慮し、学校が把握している範囲で当該生徒の時系列での行動記録を整理する。
〔 HR、部活動、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況、部活動の状況(所属生徒数、活動状況、他生徒や部顧問との接触状況) 等 〕
- ・ 学年主任、担任が、可能な範囲で当該生徒との接触者のリストを作成する。**別紙2**

□ 感染者との接触者のリストを県教委と保健所に提供

- ・ 感染者との接触者の行動記録やリストを県教委(校長)と保健所(養護教諭)に提供する。

□ 教職員の勤務体制の整備

- ・ 校長が中心となって対策本部において、濃厚接触者等を把握した上で、各校舎の編成について調整する。

□ PTA会長、PTA校舎会長、同窓会長、学校運営協議会会長等への連絡

- ・ 校長、副校長が、PTA会長、PTA校舎会長、同窓会長、学校運営協議会会長等に電話で、感染者発生情報を伝える。個人情報に留意する。

- **学校医への連絡**
 - ・ 養護教諭が、学校医に電話で、感染者発生の情報を伝える。
- **保護者宛て連絡内容の検討 → 緊急メール等により保護者への連絡**
 - ・ 副校長が、保護者宛て連絡内容を整理し、緊急メール等を活用して、生徒の自宅待機等について連絡する。
- **臨時休業中の学習課題の整理**
 - ・ 学校運営部が、各教科、学年の学習課題やオンライン教材等を取りまとめる。
- **臨時休業に係る事前指導**
 - ・ 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の学習課題や健康観察等について、生徒に連絡する。
- **感染者及びその家庭への支援**
 - ・ 校長、副校長（教職員の場合）又は生活支援部（生徒の場合）が、状況に応じて、感染者の家庭と連絡を取り支援に努める。
- **報道対応**
 - ・ 窓口を校長（副校長）とする。
 - ・ 校長は、報道対応に向けて、県教委と連携を図りながら情報を収集・整理する。

（3）校内で感染がまん延した場合の対応

- ・ 当該学校での対応が困難な場合は、校長の要請に基づき、県教育委員会が学校と連携して必要な対応を行う。

3 連絡体制の整備と確認

（1）関係機関への連絡

- ・ 最寄りの保健所、教育委員会、学校医、学校運営協議会、P T A、スクールカウンセラーなど、緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有する。

（2）教職員との連絡

- ・ 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- ・ 校長は、教職員が感染者となった場合の緊急連絡先（本人以外）を可能な範囲で把握しておく。

（3）保護者、生徒との連絡

- ・ 保護者への連絡体制（メール配信、電話による連絡など）を確認する。また、学校ウェブページやI C Tを活用した情報提供方法を検討する。

（4）連携体制の引継ぎ

- ・ 校内で感染がまん延した場合に備えて、上記の連絡体制を県教育委員会に引き継げるように準備しておく。